

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

松江市長 上 定 昭 仁 殿



提出者

住 所 松江市千鳥町24番地

氏 名 一畑工業株式会社

代表取締役社長 高井 由起夫

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0852-21-5242

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	一畑工業株式会社
事業場の所在地	松江市千鳥町24番地
計画期間	R6年4月1日～R7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成工事高 21億6百万円
③ 従業員数	80名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別表1

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（これまでに実施した取組）		
	設計の段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法を採用し、施工段階では出来る限り梱包を簡素化する調達を実施している。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	排出量	別紙の通り t	別紙の通り t
	（今後実施する予定の取組）		
	資材の循環利用 ・ 作業所内で資材を繰り返し利用する。 ・ 廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資源を積極的に使用する。 ・ 廃棄物の分別を徹底し、再生利用を推進する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 原則として、がれき類・金属くず・廃プラに分別しているが、工事用地が狭隘な現場ではコンテナスペースの都合により混合廃棄物として処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記分別を小規模工事においても実施していく。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	実施しない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施しない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	実施しない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 実施しない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 実施しない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) ・処理業者の選定・契約にあたっては委託先の現地調査を実施している。 ・2者契約を徹底し、適正な処理料金を確保する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	別紙の通り
	全処理委託量	別紙の通り	別紙の通り
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙の通り t	別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組)		
	・工事の期間中最低 1 回は委託処理状況の確認を行う。 ・マニユフェストの管理を徹底する。		
※事務処理欄			

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2023年度）実績】																		
①現状	産業廃棄物の種類		がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物	汚泥	紙くず	木くず	廃石綿等	廃油	ガラスくず (廃石膏ボード)	低濃度PCB	繊維くず	蛍光灯	もえがら	汚泥 (管理型)
		排出量		1575.0 t	21.8 t	30.6 t	3.8 t	83.6 t	0.0 t	0.5 t	427.9 t	12.7 t	0.0 t	71.9 t	0.0 t	0.000 t	0.0 t	0.0 t
【目標】																		
②計画	産業廃棄物の種類		がれき類	ガラスくず類	廃プラスチック類	金属くず	建設混合廃棄物	汚泥	紙くず	木くず	廃石綿等	廃油	ガラスくず (廃石膏ボード)	低濃度PCB	繊維くず	蛍光灯	もえがら	汚泥 (管理型)
		排出量	1800.0 t	20.0 t	30.0 t	8.0 t	79.0 t	0.0 t	2.0 t	229.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.000 t	0.0 t	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

[illegible]

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
①現状	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自らの中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
②計画	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自らの中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に關する事項

[illegible]

別表 1

④産業廃棄物の一連の処理の工程

がれき類	・ 破碎選別処理により再生利用されているが、一部品質の悪いものは埋立処分もある。
ガラスくず及び陶磁器くず	・ ガラスくず、タイル廃材、モルタルくず、ガラス繊維くず等は、色、強度など材質状の問題から殆ど再生利用されていない。
金属くず	・ 異物等が付着した鉄材等は、破碎選別処理され再生利用されている。
木くず	・ チップ製造業者に処理を委託されている。残りは焼却処分されている。
紙くず・繊維くず	・ 選別処理により再生利用され、残りは焼却処分されている。
廃プラスチック類	・ 新築工事では梱包材、シート材の廃プラスチックくずが多い。新築及び解体工事の廃プラスチック類は安定型処分場で埋立処分されているほか、選別処理されリサイクルされている。
混合廃棄物	・ 混合廃棄物はコンクリートくず及びガラス・陶磁器くずが7割、木くずが1割、その他金属くず、廃プラスチック類等が2割である。木くずは焼却処理されているが、その他ほとんどのものが埋立処分されている。
汚 泥	・ 建設汚泥は脱水による中間処理後埋立処分されている。
廃石綿	・ 石綿含有産業廃棄物は、最終処分場にて埋立処分される。
廃油	・ 廃油（含油水）、汚泥（油泥）は中間処理後焼却、埋立処分されている。

別表 2
廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
管理体制（廃棄物処理に関する管理組織等）

統括責任者		所 属：管理部	職・氏名：管理部長 持田 章
廃棄物担当		組織名：管理部	組織人数：2人
役 割	廃棄物管理担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付、管理 ○特別管理産業廃棄物管理責任者、技術管理者等の設置 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育、啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項	

廃棄物管理組織

